

調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、平成 10 年 5 月に制定された被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)の附帯決議に基づき、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるため、「被災者生活再建支援制度」の運用状況、課題等を調査・分析することを目的として実施した。

<参考> 被災者生活再建支援法案に対する附帯決議

(平成 10 年 5 月 14 日 衆議院災害対策特別委員会)

本法施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1. (略)
2. この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

2. 調査の構成

上記の目的により、以下の調査を実施した。

(1) 被災世帯調査

調査の対象

平成 11 年 4 月 5 日～平成 12 年 3 月 31 日の期間に自然災害(有珠山噴火災害を除く)に被災し、「被災者生活再建支援法」の適用を受け、かつ、支援金の支給のあった被災世帯の申請者。

調査対象世帯数

調査対象世帯の合計は 324 世帯である。県別の調査対象世帯数は以下に示すとおりである。

岩手県	21 世帯
愛知県	37 世帯
広島県	65 世帯
山口県	83 世帯
福岡県	12 世帯
熊本県	106 世帯
合計	324 世帯

調査項目

- ・被災の状況
- ・被災者生活再建支援制度の利用について
- ・制度の運用に関する市町村職員の支援について

- ・制度に対する評価

調査の方法

被災世帯の申請者に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。

(2) 被災市町村調査

調査の対象

上記被災世帯について「被災者生活再建支援法」の支援金支給実績があった市町村の事務担当者。

調査対象市町村(38 市町村)

岩手県	軽米町
愛知県	豊橋市
広島県	広島市、呉市、東広島市、廿日市市、大柿町、加計町
山口県	山口市、宇部市、小野田市、下関市、防府市、山陽町、大畠町、秋穂町
福岡県	北九州市
熊本県	熊本市、宇土市、水俣市、山鹿市、菊池市、八代市、不知火町、富含町、泗水町、龍ヶ岳町、鏡町、城南町、松橋町、鹿本町、七城町、竜北町、芦北町、津奈木町、大矢野町、御所浦町、栖本町

調査項目

- ・被災者生活再建支援金支給制度について
- ・被災世帯の把握について
- ・制度の住民に対する説明
- ・申請書類等について
- ・県等への照会について
- ・住民の反応について
- ・制度に対しての意見
- ・添付書類の扱いについて
- ・制度について望むこと

調査方法

調査票を郵送配布、郵送回収した後、一部の市町村については訪問して担当者から聞き取り調査を実施した。

(3) 被災県調査

調査の対象

上記被災世帯について「被災者生活再建支援法」の事務作業を行った県の担当者。

調査対象県(6県)

岩手県、愛知県、広島県、山口県、福岡県、熊本県

調査項目

- ・被災者生活再建支援金支給制度について
- ・被災世帯の把握について
- ・制度の住民等に対する説明
- ・申請書類等について
- ・国等への照会について
- ・住民の反応について
- ・制度に対しての意見
- ・制度について国に望むこと

調査方法

調査票を郵送配布、郵送回収した後、全ての県を訪問して担当者から聞き取り調査を実施した。

(4) 「被災者生活再建支援制度」類似制度調査

類似制度として、以下の3つの制度を対象として取り上げ、法令及び制度を整理した。また、法令の所管省庁に対してヒアリング調査を行った。

災害救助法 厚生省(現厚生労働省)

災害弔慰金の支給等に関する法律 厚生省(現厚生労働省)

生活保護法 厚生省(現厚生労働省)

あわせて、災害時における身体障害者への支援のありかたを検討する参考資料として、「身体障害者福祉法」(厚生省(現厚生労働省))に基づく福祉用具について示した。

(5) 自治体単独の被災者支援事業の実施状況等調査

被災者生活再建支援制度に準じ、県又は市が単独事業として実施した「被災者生活再建支援事業」について愛知県豊川市、岩手県二戸市及び山口県徳山市の被災世帯の申請者を対象として「被災世帯調査」を実施した。

しかしながら、調査対象世帯は合計4世帯、かつ、回答が1世帯のみであり、集計・分析の対象とすることが不適當であるため、本報告書においては省略した。

3 . 調査の実施期間

平成 12 年 11 月～平成 13 年 3 月

4 . 調査の実施主体

国土庁(現内閣府)の委託を受けて、財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部が実施。

5 . 回収状況

被災世帯 58.6% (190 / 324 世帯)

被災市町村 100.0% (38 / 38 市町村)

被災県 100.0% (6 / 6 県)

6 . 本報告書の注意点

本報告書中の百分率は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計は 100% にならない場合がある。

本報告書における自由回答などの記載内容については、回答者によって制度に対する理解が十分でない場合もあり、誤解に基づいた回答となっている等のケースもあることから、調査結果の利用にあたってはこの点に関する注意が必要である。

調査結果の概要

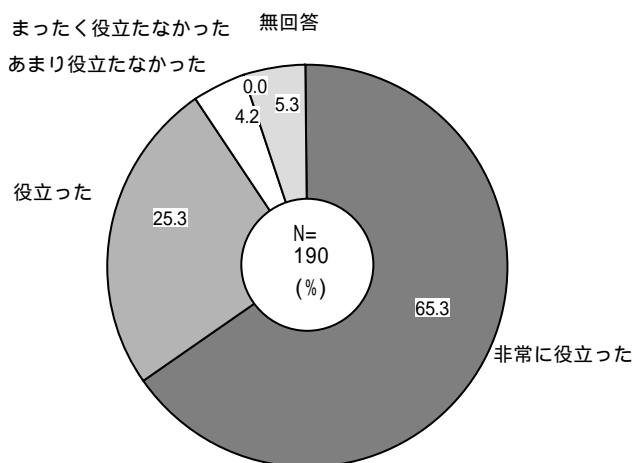
1. 被災世帯調査

本制度が「非常に役立った」とする人は65.3%、「役立った」とする人は25.3%であり、「役立った」と思っている人は全体で9割を超えている。また、76.3%の人が支援金で必要な物品をすべて又はだいたい購入できたとしている。自由回答でも多くの人から制度及び市町村担当者に対して感謝の言葉が述べられており、制度は高く評価されている。

申請書の記入に関しては6割の人が「特に問題なかった」と回答しているが、手助けを受けずに記入した人は全体の2割弱であり、市町村職員等の手助けを受けた人の方が多い。また、自由回答でも「申請の手続きの難しさ」を指摘する人が見られる。

この他、支給対象者の条件や支援対象品目の制限などについて改善を希望する意見が見られる。

非常に役立った	124 (65.3%)
役立った	48 (25.3%)
あまり役立たなかった	8 (4.2%)
まったく役立たなかった	0 (0.0%)
無回答	10 (5.3%)



2. 被災市町村調査

この制度に対する評価は高く、ヒアリングの際、今後も継続して欲しいという意見が市町村から出されている。

一方、市町村から本制度に対して様々な改善要望が出されている。これらを整理すると、「支給対象者の要件の緩和」「対象品目の制限の撤廃又は緩和」「手続きの簡素化」の3点に絞られる。

< 支給対象者の要件の緩和 >

- ・所得制限や年齢制限の撤廃又は緩和の希望が多く出されている。特に所得に関しては前年度所得をもとに判定しているが、失業者に対する配慮などを求める意見が出されている。
- ・半壊世帯や床上浸水世帯に対する支援の必要性を指摘する意見が見られる。

< 対象品目の制限の撤廃又は緩和 >

- ・支給限度額の範囲内であれば品目の制限をなくすこと、特別経費と通常経費の区別の撤廃、特別経費の対象となる物品の点数制限の撤廃といったことが意見として出されている。

< 手続きの簡素化 >

- ・様式の種類や添付書類が多い、収入の算定方法が難しい、概算支給の際の精算方法が難しいなどの意見が出されている。
- ・市町村職員が申請書記入の手助けをしている場合でも、何度も市町村の窓口に来てもらうことになったケース、特に高齢者には精算の仕方が難しく領収書をなくしてしまったケースなどが指摘されている。
- ・マニュアルを求める意見も見られる。

< その他 >

- ・全壊・半壊の基準を明確にしてもらいたいという意見が出されている。

3. 被災県調査

市町村と同様、この制度に対する評価は高い。また、問題点、改善点についてもほぼ同様の意見となっている。

県の特色が見られた意見としては、支援法の適用条件の1つである「市町村における10戸以上の世帯の住宅が全壊した場合」について緩和を求めるものがある。また、「全壊でないにしても住宅の機能を失った場合」は支給の対象とすること、床上浸水世帯に対する支援などが要望として出されている。